

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

吉備中央町長 山本 雅則
(公印省略)

市町村名 (市町村コード)	吉備中央町 33681
地域名 (地域内農業集落名)	美原 (美原)
協議の結果を取りまとめた日	2025年2月25日

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>地区内の水田については、そのほとんどが圃場整備済みであり、耕作条件のよい農地が連坦しているが一部山沿いの農地については法面の面積が多く維持管理に難がある農地がある。</p> <p>農機具の共同利用を集落を上げて行っており、なるべく自分の農地は自分で管理をしていきたい希望を持っている農業者が多数であるが、今後農業者がリタイアしたのちに後継者へ引き継ぎができない農地については、他地域から集落営農法人が進出してきており、条件の良い農地については担い手への集積が進むものと思われる。</p> <p>【地域の基礎的データ】 主な作物： 水稻</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>新規就農者を積極的に受け入れ担い手を確保するとともに、今後農業経営者の高齢化により耕作が困難な土地について、中心経営体による経営農地の集積化図り、農業の核となる米作を中心とした作付けを行い、地域農業の活性化、効率化を図る。</p> <p>また、後継者のいる農家については、スムーズに経営移譲ができるよう、地域をあげて協力を行っていく。</p>
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 区域の概要

区域内の農用地等面積	18.46 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 (うち保全、管理等が行われる区域の農用地等面積)	18.46 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

<p>農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。</p>

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

錯綜圃場を出さず、中心経営体へ農地集積を進めるとともに、相続等により農地が地区外の相続人の所有となった場合にも、現在の耕作者が引き続き耕作ができるよう、農地中間管理機構を活用していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指すため、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として農地を機構に貸し付けていく。

また、中心経営体が病気やケガなどで営農の継続が困難となった場合には、早急に新たな担い手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。

(3) 基盤整備事業への取り組み方針

基盤整備は概ね完了している。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

農業者の事業継承をスムーズに行うこと、また地域内外から多様な経営体を募り、地域全体の意向を踏まえながら担い手として育成をしていくため、町とJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

区域外から認定農業者が入り作で耕作をしており、今後はそうした農業者へ作業委託を行っていく。

以下任意記載事項

○	①鳥獣害被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨その他		

【選択した上記の取り組み方針】

①有害鳥獣対策として集落ぐるみでの防護柵の設置を進める。